

東みよし町広報誌広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、東みよし町広報誌の広告「以下(広告)という。」の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(掲載の範囲)

第2条 広告は、事業所、団体等が掲載できるものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 当該広告事業の内容を、町が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (9) 公衆に不快な印象または危害を与えるもの
- (10) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (11) 町の事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (12) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (13) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (14) その他、広告として不適當であると町長が認めるもの

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、紙面の配置を勘案したうえで、広報担当課が決定する。

(広告の規格及び掲載料)

第4条 広告の規格及び掲載料は、別表に定めるとおりとする。

- 2 広告を複数月にわたり連続して掲載する場合は下記掲載料を割引く。
6ヶ月以上10%、1年間20%

(広告掲載料の納付)

第5条 広告主は、町が発行する納付書により、指定の期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告の制作)

第6条 広告原稿は原則として広告主が用意するものとする。原稿の種類は紙面によるもののほか、電子データの場合は、WORD、EXCEL、Illustrator、Photoshopのほか、BMP、JPEG、GIF形式等とし、前月10日までに提出すること。

(広告の掲載申込)

第7条 広告を掲載しようとする者は、「東みよし町広報誌広告掲載申込書」に掲載しようとする広告の原稿(案)を添えて、掲載月の前々月の末までに町長に申し込むものとする。

2 広告枠数を超える申し込みがあった場合は申し込みの先着順とし、枠に空きが出た場合は随時次点を掲載するものとする。

3 広告掲載枠は原則として、広報誌総ページ数の1/8以内とする。

(広告主の責任)

第8条 広告の内容に関する一切の責任は広告主が負うものとし、閲覧者に不快な印象を与える表現を用いないよう配慮しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第9条 町長は、広報誌の運用上支障があるときは、掲載を取り消すことができる。

2 広告主が第2条に定める規定に反したとき、また違法行為を犯すなど、広報誌に、広告を掲載するに不相当と認められる場合は、掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第10条 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を還付するものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則 この要領は、平成19年2月1日から施行する。

附則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附則 この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表

内部・カラー刷り

(円)

1/4 P (64mm×180mm)	15,000
1/8 P (64mm×88mm)	10,000
1/12 P (42mm×88mm)	5,000